

審議会等の設置及び運営等に関する指針

平成22年3月9日

1 趣旨

この指針は、審議会等の適正な設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

2 審議会等の定義

審議会等とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）及び有識者等から意見を聴取し、県行政に反映させることを主な目的として、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等をいう。

ただし、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等のうち、行政機関などの関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたものは除外する。

3 設置等

（1）新設

新たな審議会等の設置は、類似又は関連する既存の審議会等の活用等による対応を十分検討したうえで、真に必要な場合に限ることとし、新たに設置する場合でも所掌事項をできるだけ広範囲となるようにする。

また、要綱等により審議会等を設置する場合は、次の事項に留意する。

- ・ 目的の達成又は時限の到来等をもって廃止できるよう原則として終期を定めること。
- ・ 法律又は条例に基づく附属機関と誤認されない名称とすること。

なお、新たに設置する場合は、あらかじめ総務部行政改革推進室と協議を行う。

（2）整理統合等

次のいずれかに該当するものについては、法律に設置義務があるなどの場合を除き、毎年度、法令の改廃の動向や事務内容の変化等を的確に把握するなど検証を行いながら、廃止又は統合を行うなど整理合理化に努める。

- ・ 所期の目的を達したもの
- ・ 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- ・ 他の行政手段等で対応可能なもの
- ・ 開催回数が少なく、活動が著しく不活発であるか又は実質上休眠状態にあるもの（過去5年間の開催実績の平均が年1回未満のもの又は前年度開催実績がないものは、原則見直しの対象とする。）
- ・ 当該審議会等のほかにも類似の目的を持つ審議会等があり、独立して設置する意義が薄れているもの
- ・ 毎年同時期に1回だけ定例的に開かれるなど、形式的で設置効果が乏しいもの

（3）名称等の公表

審議会等の事務局を担当する課室の長は、設置している審議会等について、名称、設置根拠、所掌事務等の概要を県のホームページに掲載する。

4 委員の任命

(1) 委員構成等

ア 委員数と年齢構成

審議の活性化を図るとともに、簡素で効率的な審議会等の運営を行うため、委員数は必要最小限となるよう努めることとし、原則として15人以内とする。

また、各年齢層から幅広く意見を聴取することができるよう、適切な年齢構成となるよう努める。

イ 女性委員の積極的な登用

男女双方の意見を広く県政に反映させるため、本県の男女共同参画の促進に関する基本的な計画に掲げる目標値に沿って、女性委員の積極的な登用に努める。

ウ 公募委員の積極的な登用

開かれた県政を推進するため、審議会等の設置目的又は審議等の内容を勘案し、公募委員の登用に努める。

(2) 行政関係者の就任制限

行政が主導する会議運営とならないよう、行政関係職員の委員数は必要最小限とし、審議会当たりの割合は、原則として2割以内とする。

(3) 長期就任の見直し

長期の就任は意思決定の硬直化や委員の高齢化にもつながることから、就任期間を制限することとし、委員任期は再任を含め、原則として10年以内とする。

(4) 重複就任の見直し

重複の就任が増えることは、審議日程の調整に支障を生じ、欠席や代理出席の増加につながることから、委員選任に当たり、多くの審議会等を兼職する委員が出ないよう十分配慮することとし、委員1人当たりの重複就任は、原則として5つ以内とする。

5 運営

審議会等の効果的で効率的な運営を行うため、次の事項に留意する。

- ・ 審議等が形骸化し、行政側からの報告が主になることのないよう活性化を図る。
- ・ 事前に資料を配付するなど、審議等の場において委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見書の提出を求める等により、審議等の活性化を図る。
- ・ 開催回数は、審議等の内容を勘案のうえ適正なものとし、庁内会議室の活用などにより開催経費の節減を図る。

6 公開等

(1) 公開基準

審議会等における審議等の状況を明らかにし、開かれた県政を進めるため、審議会等の会議は、法令等により非公開とされている場合を除き公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の会議を公開しないことができる。

- ・ 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）（以下「条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議

又は調査等を行う場合

- ・当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(2) 公開又は非公開の決定

審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、6（1）の公開基準に基づき、審議会等において行う。

なお、審議会等が会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を6（4）の会議の開催周知等で明らかにする。

(3) 公開の方法

審議会等の会議の公開にあたっては、次の事項に留意する。

- ・会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行う。
- ・公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- ・会議の傍聴者に会議資料を提供することとし、提供できない場合は審議事項がわかる資料を提供するものとする。
- ・審議会等の長は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続き及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 会議の開催周知

審議会等は、会議を開催するにあたっては、開催日の遅くとも1週間前までに、次の事項を県のホームページに掲載し事前に県民に周知するとともに、報道機関に情報を提供するよう努める。ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- ・開催の日時及び場所
- ・議題
- ・公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の場合の理由
- ・傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- ・問い合わせ先

(5) 会議資料及び会議録の公開

公開した審議会等の会議資料及び会議録は、県のホームページに掲載する。

また、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開する。

7 その他

この指針は、平成22年4月1日から施行する。